

個 情 第 7 1 2 号
産 情 発 0 4 0 1 第 1 3 号
医 薬 発 0 4 0 1 第 1 0 号
老 発 0 4 0 1 第 9 号
令 和 7 年 4 月 1 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

個人情報保護委員会事務局長
(公 印 省 略)
厚生労働省大臣官房
医薬産業振興・医療情報審議官
(公 印 省 略)
厚生労働省医薬局長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」
の一部改正について（通知）

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いを支援するために、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成 29 年 4 月 14 日付け個情第 534 号・医政発 0414 第 6 号・薬生発 0414 第 1 号・老発 0414 第 1 号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添。以下「ガイダンス」という。）を作成し、その周知を図っているところです。

今般、

- ・ 国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 47 号）第 11 条による個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）別表第 1 及び別表第 2 の改正
- ・ 国立健康危機管理研究機構法及び国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 7 年政令第 19 号）第 25 条による個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）第 19 条の改正

- ・ 厚生労働省組織令の一部を改正する政令（令和7年政令第60号）による所掌変更を踏まえた医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室の名称変更が令和7年4月1日に施行されました。

つきましては、これに伴う改正及びその他の所要の改正を行い、ガイダンスにつき別添1のとおり一部改正し、別添2のとおりとするため、改正の趣旨、内容等についてご了知いただくとともに、貴管内の関係機関、関係団体等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。